

## 贈与税に係る住宅性能証明業務

### 1. 適合審査料金について（税別）

#### 1) 基本料金 申請新規及び変更申請

##### <戸建住宅>

評価方法基準 (新築)	下記のいずれかに該当する場合 ・5-1 断熱等性能 等級4 ・5-2 一次エネルギー消費量 等級4以上 ・9-1 高齢者等配慮対策 等級3以上	下記のいずれかに該当する場合 ・1-1 耐震等級 等級2・等級3 ・1-3 その他 免震建築物
料金	¥50,000	¥100,000

<共同住宅等> 個別協議による。

尚、遠隔地による出張費については、住宅性能評価業務出張費規程を準用する。

#### 2) その他料金

- ①事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとします。
- ②適合審査料金を減額するための要件
  - ・当該業務が効率的に実施できるとBVJCの長が判断したとき。
  - ・申請者が年間開発戸数の全てをBVJCに申請する旨の年間契約を行う場合。
  - ・BVJが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとBVJが判断したとき。
- ③適合審査料金を増額するための要件
  - ・申請者の非協力その他BVJに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- ④証明書の再発行料金¥5,000 円
- ⑤審査を伴わない変更申請は、上記 1) にかかわらず、1住戸当たり¥5,000円とする。
- ⑥証明書の交付を複数枚希望する場合は、追加1枚につき¥5,000とする。